

「尾張東部構想区域地域医療構想推進委員会開催要領」一部改正新旧対照表

(一部改正 平成30年8月1日)

新	旧
<p>尾張東部構想区域地域医療構想推進委員会開催要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1 地域医療構想の達成を推進するため、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他関係者と<u>協議等</u>を行う場として、地域医療構想推進委員会（以下「委員会」という。）を開催する。</p> <p>(運営等)</p> <p>第4</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 <u>委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決を行うことができない。</u></p> <p>5 <u>委員会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</u></p>	<p>尾張東部構想区域地域医療構想推進委員会開催要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1 地域医療構想の達成を推進するため、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他関係者と<u>協議</u>を行う場として、地域医療構想推進委員会（以下「委員会」という。）を開催する。</p> <p>(運営等)</p> <p>第4</p> <p>2～3 (略)</p>